

市議会議員政務調査費の判決を踏まえてのコメント

2007年12月19日

仙台市民オンブズマン

1 結論

実質完全勝訴であり、判決を高く評価する。

2 政務調査費総論（判決書21頁）について

政務調査費の透明性、明確性を要求したこと、支出の適合性審査をしても議員議会の自主性、自律性を制約することにはならないことを宣言しており、高く評価できる。

支出の適合性判断の枠組みを具体的に明示しており、説得力がある。すなわち、「調査目的と市政の関連性、調査方法及び内容等に関する具体的説明の有無、調査方法の妥当性、調査活動と支出経費との相当性、調査結果の保存の有無等を総合的に考察すべき」としていて、説得的である。県議会、市議会の政務調査費及び海外視察に関する訴訟の判断指針となりうる。

3 控訴人らに求められること

仙台市はこの判断を重く受け止めて、ただちに各会派に返還を求めるべきである。

議会は、判決が示した適合性基準を踏まえて、現在の政務調査費支出のあり方を改め、透明性、明確性を確保できるようなルールを速やかに定めるべきである。

以上